

## 浜岡原子力発電所 モニタリングポストの設備更新について (原子力災害対策特別措置法に基づく届出について)

平成 20 年 9 月 26 日

浜岡原子力発電所では、社内の取替計画に基づき、平成20年1月より、全7箇所のモニタリングポスト(※1)の更新工事を実施しています。

モニタリングポストは、原子力災害対策特別措置法(※2)(以下、「原災法」という。)で定められた放射線測定設備であり、設備更新した場合は放射線測定設備の現況について、届出を行う必要があります。

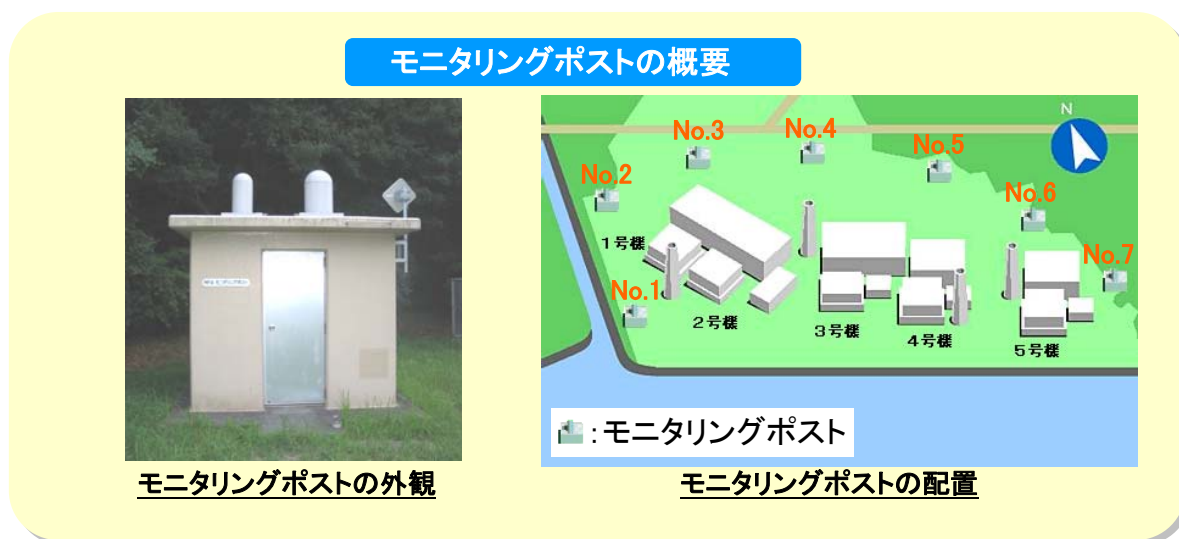
本日、5箇所のモニタリングポストの更新工事が終了したため、原災法に基づく「放射線測定設備現況届出書」を、国、県および御前崎市に提出しました。同設備は、10月中旬に、国による性能検査を受検します。

残りの2箇所のモニタリングポストについても、更新工事終了後、今回と同様に、原災法に基づく届出を行った後に、国による性能検査を受検します。

予定および実績については下記スケジュールを参照願います。

### [更新工事のスケジュールへのリンク](#)

なお、本更新工事にあわせて、無停電電源装置や無線伝送装置の追加等([平成19年9月20日お知らせ済み](#))も実施しました。



◆5箇所(No.1, 3, 4, 5, 7)と2箇所(No.2, 6)に分けて設備更新を行います。

※1 モニタリングポストは、24時間連続で環境中の放射線を測定する設備で、発電所敷地内の7箇所に設置されています。

※2 原子力災害対策特別措置法は、原子力災害時の初動対応の迅速化、国や地元自治体の連携強化、国の体制強化、事業者の責務の確保を図るための法律です。

以 上